

## 評議員及び役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人仁誠会の評議員及び役員等の報酬並びに費用弁償に関する必要な事項を定めるものである。

### (定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

- 2 等とは、評議員選任・解任委員をいう。
- 3 報酬は、法人と委任関係にある評議員及び役員等の職務執行の対価として支払われるものである。
- 4 費用とは、職務執行に伴い発生する旅費等の経費をいう。

### (報酬の支給)

第3条 評議員及び役員等は無報酬とする。

### (費用弁償の支給)

第4条 評議員及び役員等がその職務を行うために要する費用を弁償する。

- 2 費用の弁償の額は実費とする。ただし旅費については近接地外旅行に関するものを対象とし、旅費規程に基づき算出されるものとする。

### (公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

### (改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

### 附則

この規程は令和2年4月1日から施行する。